転校(転出)が決まったら

① 転居の予定を早めに学級担任に告げてください。



② 住民票手続日(引っ越し日)が決まったら「転学・退学届出書」(2枚複写)をお渡しします。

必要事項を記入して、担任にお渡しください。

学校納入金を精算します。(返金もしくは納入があります)

市外への転校の場合、学校の給食費もここで停止します。 給食費に未納があれば、納入通知書をお渡ししますので金融機関で払込をしてください。

PTA 地区校外委員さんへご連絡ください。

③ 「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をお渡しします。

原則として、最後に登校する日に保護者にお渡しします。 (最終登校の日付となります) 新しい学校でお子さんがすぐに必要なもの(ゴム印・健康手帳・など)を担任からお渡しします。 新しい 学校へお持ちください。

希望ケ丘小学校での手続きはここまでです。

- ④ 区役所で転出の手続きを行ってください。 住民票の異動と同時でも構いません。
- ⑤ 新しい学校では……

転居した新しい住所地で「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を 提示し、入学通知書の交付を受けます。 新しい学校へ行き「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「入学通知書」を お渡しください。

〇 指定地区外就学

学区外に転居しても本校へ通学したい場合は、必ず<mark>事前に学校長にご相談</mark>ください。条件が満たされた 場合のみ許可をします。所定の手続きを行っていただきます。

お住まいの区役所で手続きをしていただきます。

- 海外に転出される場合
 - ・ 海外日本人学校などへ行かれる場合
 - →国内の転校手続きとほぼ同じです。相手校の教科書などが同じ場合はそのまま使います。
 - ・ 現地校(相手国の学校)の場合
 - →その国(または州) の法律に従ってください。 日本の就学義務の対象外になります。

海外へ転出の場合のお問い合わせ

海外子女教育振興財団 URL http://www.joes.or.jp/